

別表第1の2（第3条の2） 建築物移動等円滑化基準（共同住宅を除く。）

（平25規則68・追加 令元規則19・一部改正）

整備項目	建築物移動等円滑化基準
<p>1 移動等円滑化経路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）</p>	<p>次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p> <p>(1) 5の項(4)ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路</p> <p>(2) 5の項(5)ただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路</p>
<p>2 敷地内の通路</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。</p> <p>a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</p> <p>c 握りやすい形状とすること。</p> <p>d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(イ) 回り段でないこと。</p> <p>(ウ) 蹴込板を設けること。</p> <p>イ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げ</p>

る手すりを設けること。

(ア) 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

(イ) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(ウ) 握りやすい形状とすること。

(エ) 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。

a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上

b 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c 踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。

(ウ) (1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。

(エ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

ウ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

エ 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

	<p>(3) 令第18条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第1号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。</p>
3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子利用者用駐車施設を1以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上）設けなければならない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子利用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 水平な場所に設けること。</p> <p>ウ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。</p>
4 出入口	<p>移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上としなければならない。</p>
5 廊下等	<p>移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。7の項並びに別表第5の5の項及び7の項において同じ。）の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。</p> <p>(3) 排水溝を設ける場合は、車椅子利用者、つえ利用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。</p> <p>(4) 次に掲げる特別特定建築物で、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。）の合計が</p>

	<p>5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p> <p>ア 病院又は診療所 イ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ウ 集会場又は公会堂 エ 展示場 オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 カ ホテル又は旅館 キ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ク 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。） ケ 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場 コ 博物館、美術館又は図書館 サ 公衆浴場 シ 飲食店 ス 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 セ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</p> <p>(5) (4)の特別特定建築物にあつては、おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。</p>
6 階段	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等

	<p>が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 両側に、2の項(1)ア（ア）に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>イ 回り階段でないこと。</p> <p>ウ 蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。</p> <p>エ 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 蹴込板を設けること。</p> <p>(2) (1)イからカまでの規定は、令第18条第2項第5号及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。</p>
7 傾斜路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)イに定める構造の手すりを設けなければならない。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。</p> <p>（ア） 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下</p> <p>（イ） 踏面の寸法が、26センチメートル以上</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 2の項(1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。</p> <p>エ 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。</p>
8 エレベーターそ	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第2項第6号

<p>の他の昇降機</p>	<p>に規定するものを除く。以下この項及び別表第1の3の4の項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあつては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(3) 新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(5) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p>
<p>9 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。</p>

オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、床置き
小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下
のものに限る。）その他これらに類する小便器を設け、当該男子
用小便器（乳幼児用小便器を除く。）の前面及び両側に手すりを
設けること。

カ 車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1
以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）
は、次に掲げるものであること。

（ア） 手すりを設けること。

（イ） 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構
造とすること。

（ウ） 便器は、腰掛便座とすること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等
が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女
子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるもので
なければならない。

ア 令第14条第1項第1号の規定により設ける車椅子使用者用便房
は、次に掲げるものであること。

（ア） 車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置
に設けること。

（イ） 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設
けること。

（ウ） 当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円
滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ 令第14条第1項第2号の規定により水洗器具を設けた便房の出
入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を
すること。

(3) 自動車の停留若しくは駐車のための施設（一般公共の用に供さ
れるものに限る。）又は5の項(4)アからセまでに掲げる特別特定建
築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）

に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等

	<p>が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房</p>
10 浴室、シャワー室又は更衣室	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
11 ホテル又は旅館の客室	<p>車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(2) ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。</p>
12 標識	<p>(1) 移動等円滑化の措置がとられた便所の付近に設ける標識には、当該便所に車椅子使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。</p> <p>(2) 移動等円滑化の措置がとられた駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければ</p>

	ばならない。
--	--------

(備考)

- 1 この表における「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
- 2 条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。